

医療的ケア児支援のためのリーフレット

このリーフレットは、北埼玉地域（行田市・加須市・羽生市）にお住いの、医療的ケアが必要なお子さんのご家族がお困りの時や相談したいことがある時にご活用いただくことを目的として作成しました。

【相談先について】

1 市役所・保健センター（子育て）

新生児及び乳幼児訪問や養育医療の申請、乳幼児健康診査、予防接種、お子さんの発育・発達など医療的ケアを受けながら子育てする際の様々な相談をお受けします。



市名	担当部署	連絡先
行田市	こども家庭センター	048-579-8033
加須市	すくすく子育て相談室	0480-62-1111
羽生市	こども家庭課	048-561-1121

2 市役所（福祉）

障害者手帳の申請等の相談をお受けします。また、在宅で生活する際に必要な物品（補装具や日常生活用具）について補助が出る場合があります。



市名	担当部署	連絡先
行田市	福祉課 障がい福祉担当	048-556-1111
加須市	障がい者福祉課	加 須地域：0480-62-1111
	支所・福祉健康担当	騎 西地域：0480-73-1111
		北川辺地域：0280-61-1204
大利根地域：0480-72-1317		
羽生市	社会福祉課 障がい福祉係	048-561-1121

3 医療的ケア児等コーディネーター（相談支援専門員のみ掲載）

医療的ケアが必要な方の保健、医療、福祉等、様々な分野にまたがる支援の利用を調整し、退院後も地域で安心して生活できるよう、様々な相談をお受けします。



市名	事業所名	連絡先
行田市	見沼園	048-557-2873
加須市	利根北障がい者相談支援センター花笑み	0480-53-6652
	相談支援センターほほ笑み	048-577-3106
羽生市	北埼玉障がい者支援センター共愛会	048-560-0294
	北埼玉障がい者支援センター幸生会	048-560-3411

4 医療的ケア児等支援センター（北埼玉地域担当）

医療的ケア児及び家族の相談に応じ、情報の提供、助言を行います。

センター名	連絡先
地域センター たいよう（所在地：熊谷市）	0493-39-1114

今後の生活Q&A

Q1. 入院中の場合、退院後の生活のことは、どこに相談すればいい？

A1. まずは、入院先の主治医や看護師、病院内にいる相談員にご相談ください。退院に向け、相談員が支援サービス等の調整を行います。

※必要に応じ、医療機関から市役所（子育て・福祉）に連絡を行う場合があります。



Q2. 退院後の生活に向けて、何を準備したらいい？

A2. 入院先の主治医や相談員等にご相談し、自宅に準備することや物を確認・整理しましょう。

- 必要な支援や物は何か（訪問診療、訪問看護、居宅介護、医療機器等）
- 医療機器の使い方や、ケアの仕方
- 制度利用の申請や手続き 等

窓口：市役所（障がい者福祉課、支所・福祉健康担当）

Q3. 障害者手帳って何？持っていた方がいい？

A3. 障がいに応じて交付される手帳で、取得することで、福祉サービスや税の控除、手当等を受けることができますので、受けられる支援の幅が広がります。

【手帳の種類】

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

窓口：市役所（障がい者福祉課、支所・福祉健康担当）



Q4. 家に来てもらうサービスもあるの？

A4. 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護等があります。

訪問看護・リハビリは医師の指示のもと、看護師や理学療法士等がご自宅を訪問し、看護ケアやリハビリを行います。

居宅介護は、ヘルパーが入浴や排せつ等の介助を行います。

窓口：市役所（障がい者福祉課、支所・福祉健康担当）

Q5. 療育って何？障がい福祉サービスって、何があるの？

A5. 療育とは、心身に障がい、または発達の遅れのあるお子さんに対し、それぞれの状態に合わせて、発達を促すことです。サービスには、事業所に通い、生活能力の向上や社会との交流促進等の療育、訓練等を行う児童発達支援や放課後等デイサービスの通所支援の他、自宅に訪問してもらう居宅介護、宿泊する短期入所等があります。

窓口：市役所（障がい者福祉課、支所・福祉健康担当）

Q6. 障がい福祉サービスを利用するには、どうしたらいい？

A6. 以下の3つを準備します。

- ①サービスの必要性がわかる書類（障害者手帳、診断書等）を用意する。
- ②利用するサービス事業所を決める（施設見学等も行ってください。）。
- ③相談支援事業所を決める。

準備ができたなら、お住まいの市役所に申請に行き、受給者証発行の手続きをします。サービスによって異なりますが、申請から受給者証の発行までおよそ2ヶ月かかります。市役所から受給者証が発行されたら、サービスの利用ができます。

窓口：市役所（障がい者福祉課、支所・福祉健康担当）



Q7. 乳幼児健診や予防接種、育児の相談はどうしたらいい？

A7. 市の健診も可能であれば受診してください。健診や予防接種についての細かいこともご相談ください。

また、個別に電話や訪問で育児に関する相談にもなっています。

窓口：市役所（すくすく子育て相談室）

Q8. 保育園・幼稚園の入園、小学校進学についてはどうすればいい？

A8. お子様の医療的ケアの状況や必要な支援についてお話を伺います。

まずは担当の窓口へご相談ください。

窓口：市役所（こども保育課・学校教育課）



Q9. 災害が発生した際に避難はどのようにすればよいか？

A9. 災害発生時に支援を必要とする高齢者や障がい者等に対して、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域が連携して支援を行う制度があります（避難行動要支援者名簿活用制度）。平常時から支援者による見守りなどの支援を受けることができます。

この制度の利用を希望する場合、避難行動要支援者名簿への登録が必要になります。名簿への登録対象となる方は、お住まいの市によって異なります。

※災害時に避難所等で支援を受けやすいよう、お子様の医療的ケアの状況（内服薬・生活上の注意点・使用している医療機器の内容等）を普段から用紙にまとめておき、避難の際に持ち出せるようにしておくとお安心です。

窓口：市役所（地域福祉課）

【医療について】

北埼玉地域にお住まいの方の医療的ケアが対応可能な主な医療機関・訪問看護ステーションは以下のとおりです。事前に、主治医や医療相談室などの相談員にご相談ください。

1 医療機関

市名	医療機関名	所在地	電話番号
行田市	さきたまクリニック	行田市持田1232-1	048-564-6620
加須市	済生会加須病院	加須市上高柳1680	0480-70-0888
羽生市	羽生総合病院	羽生市下岩瀬446	048-562-3000
さいたま市	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
	カリヨンの杜	さいたま市岩槻区馬込2100	048-797-6915
川越市	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981	049-228-3411
熊谷市	熊谷生協病院（※）	熊谷市上之3854	048-524-3841
東松山市	シャローム病院（※）	東松山市松山1496	0493-27-5070
久喜市	ふたば在宅クリニック（※）	久喜市久喜東1-2-5東山ビル3階-A	0480-44-9178
	本町在宅クリニック（※）	久喜市本町3-16-23	0480-53-8858
北本市	北里大学メディカルセンター	北本市新井6-100	048-593-1212
	矢澤クリニック北本（※）	北本市北本1-51	048-577-7048

* 医療的ケアの内容によっては対応できない場合があります。

* 訪問診療を行っている医療機関（※）

【参考資料：埼玉県HP「小児在宅医療に対応できる医療機関」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/hospital-children.html>】



※埼玉県HP

2 訪問看護ステーション

市名	訪問看護ステーション名	所在地	電話番号
行田市	訪問看護ステーションさきたま	行田市本丸18-3	048-556-4612
	さくらケア訪問看護リハビリステーション	行田市長野2-29-38	048-501-8277
加須市	なかだ訪問看護ステーション	加須市元町6-8	0480-53-4193
	済生会かぞ訪問看護ステーション	加須市上高柳1680	0480-53-3858

【参考資料：埼玉県HP「小児在宅医療に対応できる訪問看護ステーション」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/zaitaku/station-children.html>】

北埼玉地域では、医療的ケア児とその家族の支援について、各関係機関等が連携して対応し、制度の充実を図っていきます。このリーフレットが皆様のお困りごとの一助となれば幸いです。



※埼玉県HP

発行：北埼玉地域障がい者支援協議会 子ども部会

行田市福祉課 加須市障がい者福祉課 羽生市社会福祉課

行田市こども家庭センター 加須市すくすく子育て相談室 羽生市こども家庭課

北埼玉障がい者基幹相談支援センター 北埼玉障がい者生活支援センター

加須保健所 地域センターたいよう

(令和8年3月発行)